

令和8年度

プラスチック資源循環に向けた事業者間連携による

需給体制検討事業業務委託

仕 様 書

三重県

業務概要

1 業務名称

令和8年度プラスチック資源循環に向けた事業者間連携による需給体制検討事業

2 目的

令和6年8月に閣議決定された「第五次循環型社会推進基本計画」では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上でライフサイクル全体での徹底的な資源循環を重要な方向性の1つとして掲げています。また、本計画の循環経済行程表2024で示された考慮すべき素材毎の徹底的な資源循環に向けた取組を更に進めることや、循環関連産業における動静脈連携による資源循環を加速し、資源循環市場の創出を支援することで循環経済への移行を推進することが政策の方向性に示されています。

加えて、国においては循環経済への移行に向け、製造業に対し再生プラスチックの使用を義務付ける方針が打ち出される等、再生材の供給や利用拡大に向けた取組が加速しています。

県内においても高度な技術を利用した再生材の製造に取り組む事業者が増えつつありますが、プラスチック製品製造事業者が必要とする品質や量の再生材を安定的に供給する仕組みの構築や、県民・事業者が使用済みプラスチックの効率的な分別回収を行うことへの動機づけといった更なる取組の拡大が課題となっています。

本業務では、持続可能な地域内循環を基調とした動静脈連携が構築され、分別回収や再生材使用製品の製造に携わった県民・事業者がプラスチックの資源循環を通して地域貢献を実感することを目指し、事業者間連携による使用済みプラスチックの効率的な分別・回収から再生材を使用した製品の製造までの実証事業を実施することで、再生材の製品原材料への適用可能性について課題抽出を行い、使用済みプラスチックの効率的な分別回収体制を自立・拡大させることを目的とします。

3 履行期限

本業務は、令和9年3月29日（月）までに完了するものとする。

4 業務スケジュール

詳細スケジュールについては受託事業者提案によるものとする。

ただし、中間報告を令和8年11月30日（月）までに行い、報告書を令和9年3月26日（金）までに提出すること。また、本業務のスケジュール案を表1に示す。

表1 スケジュール案

業務内容	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約締結	⇔									
目指す製品分野の選定		⇒								
事業者ヒアリング		⇒	⇒							
供給工程検証			⇒	⇒						

実証事業構築・実施									
調査・検討									
意見交換会									
中間報告・報告書									

5 業務内容

本業務では、「令和7年度プラスチック資源循環に向けた需給分析及び分別回収体制検討事業」（以下「令和7年度事業」という。）での結果をふまえて、疎にあるプラスチックの情報収集や、事業者間連携による使用済みプラスチックの効率的な分別・回収から再生材を使用した製品の製造までの実証事業を実施する。

加えて、再生材の品質向上や経済合理性といった再生材の製品原材料への適用可能性について課題抽出を行い、使用済みプラスチックの効率的な分別回収体制を自立・拡大させるための検討を行う。

以下に示す内容の調査・検討を行うものとするが、実施にあたっては効果的・効率的な方法を提案し、県と協議のうえ進めること。

(1) 再生プラスチック材の需要が高い製品分野の絞り込み

- より具体的な効率的な再生プラスチック材の供給工程や、再生プラスチック材の製品原材料に向けた品質の向上といった検討を行うため令和7年度事業の結果をもとに、社会的な要請、三重県の産業構造、地域貢献といった観点等を含め使用済みプラスチックの効率的な分別回収体制の自立・拡大に向けた需要のある再生プラスチック材の利用を目指す製品分野を複数提案すること。
- 提案された複数の目指す製品分野をもとに県と協議のうえ、当該事業により生じる再生プラスチック材の使用用途の絞り込みを行う。

(2) 事業者への詳細ヒアリング

- 下記5（3）から（5）を実施するにあたり、令和7年度事業で詳細ヒアリングを行っていない事業者に対し詳細のヒアリングを行うことで、疎にあるプラスチックの情報収集、当該事業への協力の可能性を調査する。
- 詳細ヒアリングを実施する事業者は、需要のある再生プラスチック材の利用を目指す製品分野を鑑みた選定を受託者が行い、県と協議のうえ決定すること。
- 詳細ヒアリングの調整、議事作成等、ヒアリングの実施に係るものは受託者が行うこと。

(3) 再生プラスチック材の供給工程の検討

- 上記5（1）にて絞り込まれた製品分野を目指し、現状供給可能な再生プラスチック材との比較検討、改質等の検討を行うことで、需要のある再生プラスチック材を効率的で効果的に供給する工程の検討を県と協議のうえ実施する。
- 使用済みプラスチックの性状により前処理工程が必要になる場合については、適切な前処理工程の検討を実施する。

- ・再生プラスチック材の供給工程や、使用済みプラスチックの前処理工程の検討方法等については、令和7年度事業の結果をもとに樹脂種類や製品分野ごとに三重県工業研究所や県内事業者等との連携を想定し提案すること。
- ・検討の実施に関する各種調整や記録作成、費用負担等は受託者が行うこと。
- ・なお、三重県工業研究所を活用する場合、その費用は県が負担するものとする。
- ・その他、疑義が生じた場合は県と協議のうえ、決定すること。

(4) 製品原材料への適用可能性の検討

- ・令和7年度事業及び上記5(3)の結果をふまえて、事業者間連携による使用済みプラスチックの分別回収から製品原材料への適用や製品製造について検討を行うための実証事業を県と協議のうえ構築し、実施すること。
- ・実証事業の実施数は樹脂種類や製品分野ごとを想定し、排出事業者による更なる分別、収集運搬効率の向上を目指しつつ、使用済みプラスチックの品質や量、協力事業者等を鑑みて、県と協議し実施可能なものについて行うこととする。
- ・実証事業の実施にあたり、三重県工業研究所や県内事業者等との連携を想定し構築すること。
- ・なお、三重県工業研究所を活用する場合、その費用は県が負担するものとする。
- ・当該実証事業で取り扱う使用済みプラスチックが産業廃棄物に該当する場合には、平成18年03月31日付け環産産発060331001号『規制改革・民間開放推進三か年計画』(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について」の「第二 産業廃棄物を使用した試験研究に係る規制について」に基づき、あらかじめ当該実証事業の計画書の作成を行うこと。
- ・実施にあたって、関係者との各種調整、資料の作成等については受託者が行うこと。
- ・その他、疑義が生じた場合は県と協議のうえ、決定すること。

(5) 使用済みプラスチックの効率的な分別回収体制の自立・拡大に向けた検討

- ・上記5(4)の実証事業の実施により、再生プラスチック材の品質・量の観点、再生プラスチック材を使用することによる経済合理性、CO₂排出量の評価・検討を行う。
- ・また、事業者間連携による使用済みプラスチックの効率的な分別回収体制及び再生プラスチック材の製品原材料への供給体制において、使用済みプラスチックの品質・量を確保することを見据えながら、需要に応じた再生プラスチック材の需給体制の自立・拡大に向けた課題抽出等、事業化に向けたロードマップ案を作成すること。

(6) 意見交換会の開催

- ・令和7年度事業の協力事業者及び当該事業における協力事業者を対象にして、実証事業の実施に向けた課題や実施後の結果の共有、事業化に向けたロードマップのフィードバック等のための意見交換の場を設けること。
- ・意見交換会を開催するタイミングは、実証事業の実施前及び実施後の2回とし、必要に応じて中間時点での開催を想定すること。
- ・意見交換会は会場開催とするが、状況に応じて会場・オンラインの併催にも対応すること。

- ・意見交換会の結果をふまえ、事業者間による連携を継続的に拡大していくための方策の検討や県の役割などの整理を行う。
- ・意見交換会の開催にあたり、関係者との調整、資料作成、会場設営、必要な資機材の確保、並びに意見交換会の運営は受託者が行うこと。その他、開催にあたり疑義が生じた場合は、県と協議のうえ決定すること。

6 貸与可能な資料

貸与可能な資料は以下のとおりであり、適宜、受託者の要請により貸与するものとする。また、別に貸与が必要な資料がある場合は、県と協議のうえ、必要に応じて貸与するものとする。

- ① 令和7年度事業に関する最終報告書（概要版を含む）
- ② 令和7年度事業での事業者に対するアンケート調査回答

7 成果品

サイズ、色：A4版モノクロ両面（A3版の資料は折込むこと）を基本とするが、視認性を考慮する必要がある資料については、カラー印刷とすること。表紙は、A4版カラー単色とし、目次を付け、本編からページ番号を付与する。

また、個別事業者等に対するヒアリング等調査結果、集計結果の表といった基礎データについては、Microsoft Excel等で処理可能なデータに整理し、電子媒体により中間報告及び最終報告書の提出時点で納品する。

表2 成果品一覧

成果品名	部数	提出媒体	提出期限	備考
中間報告	1	紙	R8. 11. 30	簡易ファイル綴じ
	1	電子	R8. 11. 30	
最終報告書	3	紙	R9. 3. 26	簡易ファイル綴じ
	1	電子	R9. 3. 26	
最終報告書(概要版)	3	紙	R9. 3. 26	簡易ファイル綴じ
	1	電子	R9. 3. 26	

8 実施体制

- (1) 本業務の実施にあたり、必要な資料を収集し使用する際は、受託者の責任において関係者と交渉し、引用することの承諾を得るものとする。
- (2) その他、本業務に関する補償・経費等の一切は、受託者において負担するものとする。
- (3) 受託者は、業務に着手した後、速やかに次の書類を提出する。

- ①実施計画書
- ②業務工程表
- ③業務実施体制及び各担当者（主任者、担当者など）の届出

※管理技術者及び照査技術者を選任する場合は、管理技術者は、照査技術者を兼ねることはできないものとし、下記部門のうち、いずれかの技術士資格（技術士法（昭和 58 年 4 月 27 日法律第 25 号）第 2 条第 1 項）を有する者を選任するものとする。

- ・資源工学部門
- ・衛生工学部門
- ・環境部門

④その他必要とする書類

9 受託者の責務

- (1) 本業務の実施に必要な資機材や人員については、本業務に含む。
- (2) 受託者は、業務の進捗状況を県に適宜報告するものとする。
- (3) 受託者は、会議、県との協議及び打ち合わせの都度、その議事録を作成し県に提出する。
- (4) この仕様に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、県と協議のうえ決定すること。
- (5) 調査実施にあたり協議を要する事項については、対応方法について、受託者が有する技術的知見に基づき提案すること。
- (6) 本業務の実施に伴い、必要となる関係機関等との連絡調整は本県担当者と協議のうえ受託者が行うものとする。
- (7) 対象事業所からの本調査に関する問合せについては、受託者において回答するものとし必要な体制をとること。
- (8) 受託者は貸与物品及び本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- (9) 貸与する各種資料及び物品の取扱については、紛失及び破損のないよう万全を期すこと。
- (10) 受託者は貸与する各種資料及び物品については、本業務終了後、速やかに返納すること。
- (11) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (12) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (13) 受託者は業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(14) 受託者が(13)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札停止等の措置を講じることとする。